



鳥取県公報

平成16年 9月 7日(火)
第 7 6 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|------|--|
| 告 示 | 家畜伝染病の発生 (641) (畜産課) 1 |
| | 県営土地改良事業計画の変更 (642) (耕地課) 1 |
| | 土地改良法による換地計画の決定 (2件) (643・644) (〃) 2 |
| | 保安林の指定予定 (645) (森林保全課) 3 |
| | 土地収用法による事業の認定 (646) (管理課) 3 |
| | 県道の区域の変更 (647) (道路課) 5 |
| | 県道の供用の開始 (648) (〃) 5 |
| 選管告示 | 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (63) 6 |
| 公 告 | 砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) 6 |
| 雑 報 | 危険物取扱者試験の実施 (消防課) 7 |

告 示

鳥取県告示第641号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年 9月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 区分 | 頭数 | 発 生 場 所 | 発 生 年 月 日 |
|----------|-------|----|----|--------------------|-------------|
| ヨ－ネ病 | 牛 | 患畜 | 2 | 西伯郡名和町大字加茂 3671 | 平成16年 8月30日 |

鳥取県告示第642号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業 (県営中山間地域総合整備事業上庄地区区画整理) に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成16年9月7日から平成16年9月28日まで
- 3 縦覧に供する場所
琴浦町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る下北条地区（第1工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成16年9月7日から平成16年9月28日まで
- 3 縦覧に供する場所
北条町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る下北条地区（第2工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成16年9月7日から平成16年9月28日まで

3 縦覧に供する場所

北条町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第645号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字上中谷字境谷山755の1、755の2、756、757、字大原山1662の1、字カモウシ1695、1697の1

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字上中谷字長ゾウリ山2227、2228の1、2229

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第646号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

社会福祉法人こうほうえん

2 事業の種類

なんぶ幸朋苑入所者屋外訓練場（ゲートボール及びグランドゴルフ場並びに交流広場）整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 米子市奥谷字中沢地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

なんぶ幸朋苑入所者屋外訓練場（ゲートボール及びグランドゴルフ場並びに交流広場）整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設に関するものであるため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人こうほうえんは、社会福祉法第2条第2項第3号に掲げる第1種社会福祉事業を実施することができる団体であり、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、なんぶ幸朋苑の隣接地（以下「本件土地」という。）に施設入所者のための屋外訓練場を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は失われる利益に優越すると認められるため、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、施設入所者の身体及び精神機能の維持及び向上を図ることにより、痴呆の出現若しくは進行の防止又は介護予防を促進するものであり、地域の社会福祉に貢献すると見込まれる。

イ 本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分に配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものになると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、なんぶ幸朋苑に隣接していること、交通安全の確保ができること、事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、リハビリテーションとレクリエーションを兼ねた運動を行うことにより、施設入所者の健康の維持及び増進を図るものであり、緊急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の

規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町一丁目1

米子市役所

鳥取県告示第647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年9月7日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-------|--|-----------------|-----------------|
| 倉吉由良線 | 変更前 | 東伯郡大栄町大字六尾字西配竹211 - 2地先から同町大字西園字三津寺517 - 1地先まで | 10.0 ~ 33.0 | 241.0 |
| | | 東伯郡大栄町大字六尾字西配竹211 - 2地先から同町大字西園字三津寺521 - 1地先まで | 13.0 ~ 23.6 | 78.0 |
| | 変更後 | 東伯郡大栄町大字六尾字西配竹211 - 2地先から同町大字西園字三津寺517 - 1地先まで | 12.8 ~ 46.3 | 149.0 |

| 路線名 | 区 間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-------------------------------|-------|-----------------|-----------------|
| 羽合東伯線 | 東伯郡大栄町大字六尾字夢地214 - 7地先から同地先まで | 変更前 | 14.4 ~ 22.5 | 32.0 |
| | | 変更後 | 14.4 ~ 14.4 | 32.0 |

鳥取県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年9月7日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|--|-----------|
| 倉吉由良線 | 東伯郡大栄町大字六尾字西配竹211 - 2地先から同町大字西園字三津寺517 - 1地先まで | 平成16年9月8日 |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第63号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成16年9月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

| | |
|--|---------|
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 9,868 |
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 148,897 |
| 鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 39,321 |
| 米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 37,489 |
| 倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 13,155 |
| 境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 10,094 |
| 岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 6,997 |
| 八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 13,541 |
| 気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 6,033 |
| 東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 18,155 |
| 西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 13,997 |
| 日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 5,682 |

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成16年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成16年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時及び場所

- 試験の日時 平成16年11月12日（金）午前10時から
- 試験の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

2 試験科目及び試験時間

| 試 験 科 目 | 試 験 時 間 |
|--|---------|
| ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。) | 2 時間 |

3 受験申込手続

次の書類を平成16年9月14日(火)から同年10月12日(火)までの間に住所地を管轄する地方県土整備局又は総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する場合は、平成16年10月12日(火)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。また、受験願書は、各地方県土整備局及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

(1) 受験願書

(2) 写真(手札型(8.0×11.0センチメートル)とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 7,600円

(2) 納付方法

(1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

(2) 受験についての詳細は、各地方県土整備局又は各総合事務所の県土整備局に問い合わせること。

 雑 報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成16年9月7日

財団法人消防試験研究センター理事長 池 田 春 雄

1 試験の種類及び日時

| 試 験 の 種 類 | 日 時 |
|------------|-------------------------|
| 甲種危険物取扱者試験 | 平成16年11月7日(日)午後1時15分から |
| 乙種危険物取扱者試験 | 〃 |
| 丙種危険物取扱者試験 | 平成16年11月7日(日)午前10時15分から |

2 試験の場所

鳥取市若葉台北一丁目1-1 鳥取環境大学第17講義室

| | |
|--------------|--------------------|
| 〃 | 鳥取環境大学第30講義室 |
| 倉吉市山根529 - 2 | 鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室 |
| 〃 | 鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室 |
| 米子市古豊千520 | 米子職業能力開発促進センター大教室 |
| 米子市末広町74 | 米子コンベンションセンター第4会議室 |
| 〃 | 米子コンベンションセンター第5会議室 |
| 〃 | 米子コンベンションセンター第6会議室 |
| 〃 | 米子コンベンションセンター第7会議室 |

3 受験願書の受付期間

平成16年9月10日（金）から同月24日（金）まで（郵送による場合は、平成16年9月24日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680 - 0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所 4階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857 - 20 - 3669）に照会すること。